

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公開番号】特開2006-298978(P2006-298978A)

【公開日】平成18年11月2日(2006.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2006-043

【出願番号】特願2005-118999(P2005-118999)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

B 4 1 J 2/21 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/00

B 4 1 M 5/00 A

B 4 1 M 5/00 E

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

B 4 1 J 3/04 1 0 1 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月28日(2008.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

一方、インクジェット記録法によりカラー画像を形成する場合には、一般にイエロー(Y)、マゼンタ(M)及びシアン(C)の三原色のインクを適宜組み合わせて同一画素で重ね打ちすることにより、減法混色法で種々の色を表現する。例えば、レッド(R)、グリーン(G)、ブルー(B)、ブラック(Bk)は、基本的には次式

Y + M R

Y + C G

M + C B

Y + M + C Bk

の組み合わせのように、イエロー(Y)とマゼンタ(M)を適宜混合してレッド(R)を得、イエロー(Y)とシアン(C)を適宜混合してグリーン(G)を得、マゼンタ(M)とシアン(C)を適宜混合してブルー(B)を得、イエロー(Y)とマゼンタ(M)とシアン(C)を適宜混合してブラック(Bk)を得る。ただし、ブラックの画像形成に関しては、イエロー、マゼンタ及びシアンの3色のインクの重ね打ちによると、被記録材上のインク滴容量が多くなり、ブラック以外の記録部分に比して線の太りが生じて不自然な画像となったり、被記録材がインクの吸収不良をおこして乾燥性が低下したりするなどの問題がある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 1】

イエローインク、マゼンタインク及びシアンインクのいずれを、補色関係の一方のカラーインク(A)とするかについても特に制限はないが、文字や線画に必要とされる高濃度のブラックを表現できるようにする点からマゼンタインク又はシアンインクとすることが好ましく、その場合カラーインク(B)は、マゼンタインクと色相角が 120° ~ 240° 異なるグリーン系インク、シアンインクと色相角が 120° ~ 240° 異なるレッド系インクとする。また、これにより、グリーン系インク又はレッド系インクが表現可能な色域範囲付近の色再現性を広げることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

得られた印刷物について、分光測色計（スガ試験機（株）；SC-T）を使用し、各実施例及び比較例のパッチパターンの L^* が20~70の範囲を測色し（光源：D₆₅、視野角： 2° ）、前述と同様にして、得られた測定値から彩度C*及び色相角hを求めた。そしてこの彩度C*の値から、中間明度から高明度（中間色～淡色）のブラック画像の色相を次のように4段階に評価した。この結果を表2に示す。

- ：C*が15以下
- ：C*が15を超え、30以下
- ：C*が30を超え、50以下
- ×：C*が50を越える